



- (ア) この補助金を他の用途に使用したとき。
  - (イ) この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
  - (ウ) 法令または函館市奨学金返還支援事業補助金交付要綱に基づく市長の措置に違反したとき。
  - (エ) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により、補助金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
  - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (6) 補助対象者が勤務する若者応援企業は、この補助事業等について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業等の補助金交付決定日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。